

平成22年度 第2回熊取町入札監視委員会〔議事概要〕

1. 開催日時 平成23年3月14日(月) 午前10時～正午
2. 開催場所 熊取町役場 別館3階委員会室
3. 出席者 委員：3人(全員)
事務局：総務部長、契約検査課長、契約検査係長、契約検査係2人
(各審議案件の審査時は、担当課職員同席)
4. 議題
〈報告案件〉(1)平成22年度下半期(H22.10.1～H23.1.25)の入札・契約状況等について
(2)指名停止措置の状況について

〈審議案件〉(3)抽出事案に関する入札及び契約の処理状況について<審査>
〔指名競争入札 5件〕
①大久保中二丁目地区他給配水管布設替工事〔指名競争入札〕
②五月ヶ丘二丁目地区給配水管布設替工事(その1)〔指名競争入札〕
③公共下水道管渠改築工事(22-1)〔指名競争入札〕
④交通安全施設設置工事(22-3)〔指名競争入札〕
⑤熊取町立中央小学校管理教室棟改築工事設計業務〔指名競争入札〕

〈その他〉 入札・契約に関する情報提供等
①談合情報対応マニュアル等の見直しについて
②平成23・24・25年度入札参加資格審査申請の受付について
5. 公開・非公開の別 非公開
非公開の理由 本会は、審議会等会議公開指針第3条第2号に該当し、熊取町入札監視委員会設置要綱(平成21年5月11日制定)第5条第6項(委員会は、非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。)により、非公開とします。

6. 審議等の概要

〈報告案件〉

- (1) 平成22年度下半期(H22.10.1～H23.1.25)の入札・契約状況等について
 - ・下半期に入札執行した指名競争入札22件(建設工事20件、コンサルタント業務2件)の入札執行状況について報告。併せて、22年度の年間を通じて平均落札率等について説明。

主な意見・質疑

特に質疑等なし

(2) 指名停止措置の状況について

- ・下半期(平成23年2月18日現在)の指名停止業者(6者)の措置状況について説明。
- ・さらに、別途同措置の審議中の案件があり、3月中には措置する見通しであることを補足説明。

主な意見・質疑

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 報告資料の中に、羽曳野区検察庁から競売入札妨害(談合)で略式起訴とあるが、どこの自治体の入札か。2. 公正な入札を実施するためには、措置期間をもっと長く設定した方がより談合等の抑止につながると思われるが、その点はどうか。 |
|--|

回答・説明

1. 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所発注の堤防工事である。
2. 平成 20 年 3 月末に制定した熊取町建設工事等業者指名停止要綱は、大阪府の要綱等を基本にして制定したものである。指名停止期間が終了してからも、1 年間経過するまでに他の要件で措置を行う場合は、措置期間を 1.25 倍や 1.5 倍、また、談合等に関しては期間満了後 3 年が経過するまでの間は重い措置となっている。こうした措置期間のあり方については、引き続き調査・研究したいと考える。

〈審議案件〉

(3) 抽出事案(5件)に関する入札及び契約の処理状況について〈審査〉

- ・各案件について工事概要、業者選定方法、入札経緯、入札結果等を総括的に説明。

①大久保中二丁目地区他給配水管布設替工事

主な意見・質疑

1. 変更契約の内容について説明されたい。
2. (1.を受け)このような状況は、現場着手しなければ分からないものなのか。

回答・説明

1. 平成 22 年 10 月 20 日付で当初契約締結、平成 23 年 2 月 28 日付で契約金額の変更契約を締結している。また、警察協議により夜間片側通行で工事を行っており、既設舗装厚は、道路管理者の大阪府岸和田土木事務所との協議では 10cm と聞いていたが実際は 20～30cm であり、夜間工事のため深夜まで舗装版を粉碎することができず、さらに、舗装版の切断と路盤についてもセメント処理がされていたため、工法・工期の変更等も行った。
2. 道路管理者には事前に確認しているが、府道であり町の管理でないため、実際に現場に入らないと分からないこともある。

②五月ヶ丘二丁目地区給配水管布設替工事(その1)

主な意見・質疑

1. 町外業者を 3 者以上選定するという事で選定しているが、本件工事では 3 者とも指名辞退し、審議案件①の工事だと町外業者 3 者のうち 2 者が辞退している。町外業者を選定しながら、指名辞退するという事に何か背景はあるのか。また、これが定着すると町外業者を選定する意味が失われる気がするがいかがか。
2. (1.を受け) 辞退の理由は記入しないのか。記入したうえで辞退するかたちのほうがよいのではないか。その点は別にしても、入札監視委員会としては、限られた情報の中で不正の有無を推測するしかなく、本件に関して指名を受けた町外業者 3 者がみな指名辞退したということは、気になるところである。もし可能であれば、当該町外業者に対する聞き取り調査をサンプル的に求めたいがいかがか。
3. 指名を辞退すると、指名対象に一度なっているので、次の指名の確率は下がるのか。

回答・説明
<ol style="list-style-type: none"> 1. 指名辞退の理由等は、特に確認していない。技術者の配置が困難であるなど業者側の都合によるものと考えられる。このほか、経費の観点で踏まえて遠方であるなどの地域性や、時期的に手持ち工事の状況なども要因であるものと推測される。なお、過去に任意で業者側へ指名辞退の理由を確認した事例があるが、その際は、時期的に技術者の確保が困難であるとの理由が多数であった。 2. 理由の記入までは求めていないが、今後、他自治体の取り扱いの状況等を含め、適正な対応について検討したいと考える。 3. 町内業者は、原則的に対象工事であれば、その都度、指名選定される。また、町外業者は、対象工事ごとに概ね3者を選定していることから、ご質問のように指名を辞退するなど指名対象に一度なった場合には、すべての町外業者の選定が一巡するまで次の抽選の対象とはならないので、機会は減ることになる。

③公共下水道管渠改築工事（22-1）

主な意見・質疑
<ol style="list-style-type: none"> 1. 町内業者が選定されていないが、管更生工事という特殊な工事であるため対応できる業者がいなかったという理解でよいか。
回答・説明
<ol style="list-style-type: none"> 1. これは、特別な施工機器の利用を含め、特殊な工法による工事であるため、業者選定に際して同工事の施工実績を求めた結果、町外業者による指名競争入札となったものである。

④交通安全施設設置工事（22-3）

主な意見・質疑
特に質疑等なし

⑤熊取町立中央小学校管理教室棟改築工事設計業務

主な意見・質疑
<ol style="list-style-type: none"> 1. 指名業者には、町内業者はいなかったのか。 2. 入札金額の開きが大きいのが、落札した業者と一番高い価格で応札した業者とでは、半分程度の金額の差があるが、これで適正な業務が行えるのか。担保のようなものはあるのか。 3. 金額的に無理と思われる価格で入札された場合の対策等はないのか。 4. 設計を請け負った業者には、完成までの間、現場の遂行をチェックするという作業は業務に組み込まれているのか。
回答・説明
<ol style="list-style-type: none"> 1. 設計業務を行う町内業者の登録はない。なお、コンサルタント業務での町内業者の登録は、測量業務で2者がある。 2. 担当課で業務監理を行っているほか、建設工事であれば、契約検査課が竣工検査を行っており、コンサルタント業務については、担当課が綿密に内容を精査し、問題があれば適時指示を行っている。建設工事やコンサルタント業務では、検査評定をおこなっており、コンサルタント業務では100点満点で60点未満であれば、2ヵ月の指名停止といった措置がある。

3. 本町では、建設工事であれば最低制限価格の設定を行っているが、コンサルタント業務では同設定は行っていない。また、府下自治体で落札率20数%での落札実績が見受けられるほか、目下、コンサルタント業務で同設定のある実例を調査・研究中であり、いずれにしても、業務の評定や検査を行う中で適正な履行をチェックしていく。
4. 本件は、設計業務のみである。通常、別契約で設計業者や他の業者に依頼する。適正に積算されているということの担保として、入札の際に建設工事では工事費内訳書、コンサルタント業務では業務費内訳書の提出を求めている。なお、大阪府下で、3分の1程度の自治体でコンサルタント業務に最低制限価格を設定しており、本町においても、コンサルタント業務での最低制限価格の設定の必要性やあり方の検討を図っていきたい。

(その他、全体的な事項について)

主な意見・質疑

特に質疑等なし

〈審議結果〉

※ 平成22年度下半期の入札、契約の執行状況については、適正に処理されているものと認める。

〈その他〉

事務局からの情報提供等

①談合情報対応マニュアル等の見直しについて

②平成23・24・25年度入札参加資格審査申請の受付について

- | | |
|-----------|---|
| 7. 審議会の情報 | <p>名 称 熊取町入札監視委員会</p> <p>根拠法令等 熊取町入札監視委員会設置要綱</p> <p>設置期間 平成21年7月24日～(委員委嘱期間(2年))</p> <p>所掌事項 建設工事並びにコンサルタント業務にかかる入札、契約の過程及び内容について審査し、入札及び契約事務の公正な執行審査に関すること。</p> <p>委員数 3人</p> |
| 8. 担当課 | <p>契約検査課</p> |